9

法令等遵守の態勢

コンプライアンスに対する考え方

「コンプライアンス」とは、法令や内部の規程類等、さらに は、確立された社会的規範など、あらゆるルールを遵守する ことを意味します。

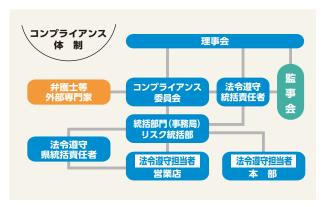
金融機関は、多数のお客様からお預りしている預金をもと に業務を営んでおり、その社会的責任と公共的使命から、法 令・社会的規範の遵守にもっとも厳正であることが求められ ています。

とりわけ、ろうきんは非営利の勤労者福祉金融機関として、 会員労働組合や勤労者の皆様の信頼にお応えするため、その 経営姿勢には、特に高いレベルの倫理性が求められていると 考えています。

こうした考え方に立ち、当金庫では、「コンプライアンス」 を経営の最重要課題の一つとして位置付け、倫理綱領とコン プライアンス・プログラムに基づいて、コンプライアンスの 実践に役職員一丸となって取組んでおります。

コンプライアンスを重視した経営こそが、当金庫をご利用 いただいている皆様の信頼・期待にお応えすることにつなが ると考え、役員を先頭にすべての役職員がコンプライアンス の推進に取組んでいます。

コンプライアンス体制



(1) 理事および理事会

理事および理事会は、コンプライアンスの徹底が経営の最 重要課題の一つであると認識し、コンプライアンス基本方針、 コンプライアンス関連規程、コンプライアンス・プログラム、 コンプライアンス・マニュアル等を策定しています。また、 金庫のコンプライアンス全般の状況を把握し、法令等遵守態 勢の実効性確保に努めるとともに、コンプライアンス重視の 組織風土を醸成するために行動しています。

(2) 監事および監事会

監事は、理事会等の重要な会議に出席するとともに、本部・ 営業店等の実地調査を行い、金庫運営におけるコンプライア ンスの徹底状況について検証しています。

(3) コンプライアンス委員会

理事長が委員長となってコンプライアンス委員会を設置 し、金庫のコンプライアンス全般の状況把握を行い、法令等 遵守態勢の構築・整備および実効性の確保に努めるとともに、 その結果について、理事会および監事会に報告しています。 なお、コンプライアンス委員会には、顧問弁護士もメンバー として出席しています。

(4) 法令遵守統括責任者

副理事長が法令遵守統括責任者となり、コンプライアンス 重視の組織風土の醸成、コンプライアンス体制の構築、コン プライアンス違反行為の発生防止など、コンプライアンスに 関するすべての活動を統括しています。

(5) コンプライアンス統括部門

コンプライアンス統括部門としてリスク統括部を設置し、 コンプライアンスの状況を一元管理するとともに、コンプラ イアンス全般に関する指導・教育・研修、コンプライアンス 違反行為の原因究明、再発・未然防止策の策定等を行ってい ます。

また、コンプライアンス全般に関する相談窓口となってい ます。

(6) 法令遵守県統括責任者

各県本部副本部長が法令遵守県統括責任者となり、コンプ ライアンス違反行為の発生を防止するため、県内の法令遵守 担当者に必要な助言を与えるとともに、コンプライアンス違 反行為が発生した場合は、コンプライアンス統括部門と連携 して、速やかに事実関係を調査し問題解決を図ることとして います。

(7) 法令遵守担当者

すべての部署で法令遵守担当者が任命され、コンプライア ンスに関する諸施策の具体化と教育・研修の実施、コンプラ イアンス違反の恐れがある行為の統括部門への報告・相談、 法令遵守状況の定期的なモニタリングと統括部門への報告等 を行っています。また、各部署におけるコンプライアンスに 関する相談窓□となっています。

(8) 弁護士等、外部の専門家との連携

必要に応じて、弁護士等の外部の専門家より、コンプライ アンス態勢全般について、客観的・専門的見地からの助言・ チェックを受けています。

(9) 苦情等への対応 (金融ADR制度への対応)

当金庫では業務運営に関するお客様からの苦情等のお申し出について、適切に対応しお客様の信頼と満足度を高めています。当金庫の対応について、お客様にご理解を得られず、外部機関を利用して解決を図りたい旨のお申し出をいただいた場合、弁護士会が運営する仲裁センター等への取次ぎも行っています。

①苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に、公正かつ 的確に対応するため、業務運営体制と内部規則を整備し、 その内容をホームページで公表しています。

苦情は、営業店 (電話番号は P.48~P.51 参照) か、 お客様相談窓口 (電話:0120-191-562) または全国 労働金庫協会ろうきん相談所(電話:0120-177-288)に お申し出ください。

②紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、上記お客様相談窓口(受付時間:月~金曜日9時~17時(祝日等を除く))または全国労働金庫協会ろうきん相談所(電話:0120-177-288 受付時間:月~金曜日9時~17時(祝日等を除く))にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等に取次ぎいたします。なお、お客様から各弁護士会等に直接お申し出いただくことも可能です(各弁護士会の受付時間等は当金庫ホームページをご覧ください)。

仲裁センター等では、東京都以外の各地のお客様からの申立について、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

- 7. 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に 事件を移管します。(東北で利用可能な県 宮城県・ 山形県・福島県)
- イ. 現地調停:東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の 弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結 ぶテレビ会議システム等により、共同して紛争の解決 に当たります。(東北で利用可能な県 青森県・秋田 県・岩手県・山形県・福島県)

コンプライアンス態勢強化に 向けた取組み

法令等遵守態勢の充実強化を図るため、以下の取組みを進めています。

(1) コンプライアンス・プログラムの作成

コンプライアンスを徹底し、コンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンスの実効性をあげていくために、年度毎にその具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを作成し、確実に実行しています。

(2) コンプライアンス・マニュアルの作成

コンプライアンスを実現するための具体的な手引書(コンプライアンスの視点から留意すべき事項を事例としてまとめたもの、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示したもの)として、「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に配付して、その内容の周知を図っています。

(3) 各種委員会の開催

「コンプライアンス委員会」、「業務委員会」等を定例開催し、 コンプライアンスをはじめとする業務執行状況の把握や、苦 情等の原因分析とその改善策の立案、実践等に努めています。

(4) 法令遵守担当者会議の開催、各種研修の実施

コンプライアンス意識浸透の取組みとして、法令遵守担当 者会議の開催や各種研修・啓発活動を実施しています。

○各種研修

以下の研修を行うとともに、コンプライアンスや金融法 務に関する通信教育、検定試験に積極的に取組んでいます。

- 役員コンプライアンス研修
- 部店長コンプライアンス研修
- 法令遵守担当者コンプライアンス研修
- 階層別、業務担当別研修
- コンプライアンス・ミニ研修(全職場で第1、第2 水曜日)等
- コンプライアンス独自研修(全職場で第3水曜日)

○役員講話

各種会議や研修会の場において、役員が直接コンプライアンスに関する講話を行い、職員との意思疎通・コンプライアンスの浸透を図っています。

(5) 苦情・相談、コンプライアンス違反対応体制の整備

お客様からの苦情・相談や犯罪の発生に備えて、適切な対応を図ることができるよう、リスク統括部を統括部署とする体制や警察等関係機関への通報体制も整備しています。

(6) コンプライアンス・モニタリングの実施

コンプライアンス違反行為の有無とコンプライアンス浸透度合いを検証するため、各種チェックリストで定期的なモニタリングを実施するとともに、リスク統括部が各部店に出向いて、コンプライアンス調査を実施しています。

(7) 内部監査による取組み

被監査部門(本部各部・各営業店等)のリスク管理を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証するための部門として、被監査部門から独立した代表理事直属の監査部があります。

監査部においては、定期的または随時に、本部監査および臨 店監査、個別監査等を実施し、不適正な事務処理等の発見・指 摘を行うとともに、内部管理態勢等の評価および改善提言・是 正勧告を行っています。

また、その内容については常務会・理事会に報告されており、被監査部門の内部管理態勢等について経営陣が把握しています。

さらに、内部統制システムの妥当性を確認するために「財務諸表の正確性」について検証し、代表理事(理事長)に報告しています。

(8) 個人情報の保護

個人情報保護方針 (P.9 参照)、個人情報保護規程等を制定するとともに、集合研修、職場内コンプライアンス研修等において個人情報保護の重要性を徹底し、お客様の個人情報の保護について万全を期しています。

東北労働金庫倫理綱領(抜粋)

2003年10月1日第1回理事会制定

(労働金庫の社会的責任と公共的使命の自覚)

1. 私たちは、労働金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全な業務運営に努めます。

(きめ細かい金融等サービスの提供)

2. 私たちは、創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて、勤労者の経済的地位の向上に貢献します。

(法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営)

3. 私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行います。

(フェアで透明な事業運営と政治・行政との健全かつ正常な関係の構築)

4. 私たちは、自己責任原則を基本とし、フェアで透明な事業を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保っていきます。

(反社会的勢力の排除)

5. 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

(経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実)

6. 私たちは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、会員はもとより、広く社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

(倫理重視の姿勢)

7. 私たちは、金庫の利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。

(難解な倫理問題の積極的な解決)

8. 私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

(経営トップの姿勢)

9. 経営トップは、本綱領の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、金庫内外の声を常時把握し、実効ある庫内体制の整備を行うとともに企業倫理の徹底を図ります。

(再発防止と厳正処分)

10. 本綱領に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行います。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への取組み

東北労働金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

マネー・ローンダリング (MoneyLaundering:資金洗浄) とは一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者 が分からないようにして捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとする行為をいいます。

テロへの対応においては、未然防止が特に重要であり、テロ 組織の活動を支える資金供給の遮断と資金供給ルートの解明、 国際的な連携がマネー・ローンダリング対策と同様に必要とな ります。

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下「マネロン・テロ資金供与」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取組んでいます。

態勢整備

当金庫は2024年3月末までに、マネロン・テロ資金供与対策にかかる規程改定・公布等の態勢整備を完了し、マネロン対策専門の部門設置と職員配置を行いました。マネロン・テロ資金供与対策の遵守状況や有効性、リスク管理態勢の実効性について検証を実施し、その検証結果をふまえ、管理態勢の充実強化を図っています。

マネロン・テロ資金供与リスク対策および 顧客の受入れに係る方針(抜粋)

●目 的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下「マネロン等リスク」という。)を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

●態勢の整備

理事会は、あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、別途定める庫内横断的なリスク管理態勢を整備し、その担当責任者としてマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。

●経営陣の認識

理事会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策 リスク評価書」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを確認し認識する。

リスクの特定・評価・低減

リスク管理態勢における各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、担当部門の取引・商品・業務や顧客属性に応じたマネロン等リスクを特定・評価し、当該取引・商品や顧客属性を類型化したうえで、当該リスクへの低減策を策定します。

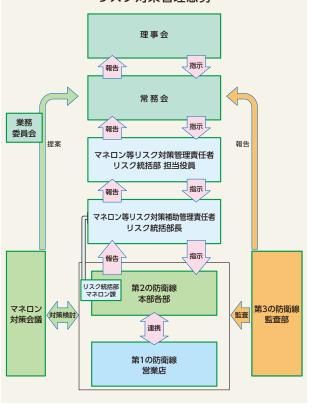
リスク対策計画

年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って 継続的なリスク対策、適切な手続き実施状況の定期的な監査、 職員研修等に取組んでいます。

継続的顧客管理

「継続的顧客管理に係る方針」に則り、定期・随時に実施する「顧客情報の更新」手続きを行います。個人顧客・団体顧客宛に継続的に質問票を送付し、本人特定事項や顧客管理事項等を最新化した顧客情報をふまえてリスク評価を見直します。また、見直し後のリスクに見合ったリスク低減措置を講じることとしています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与 リスク対策管理態勢



営

リスク管理の態勢

基本方針

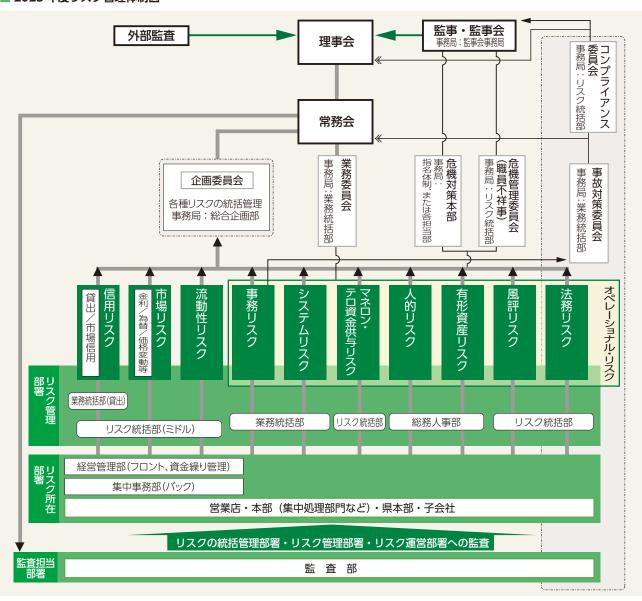
当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会(その他機関会議)により制定された「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。 具体的な管理態勢は以下の通りです。

- (1) 業務上想定されるリスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」に区分けし、それぞれ管理部門を設け管理するとともに、それらをリスク統括部が統括管理する体制としています。
- (2) このうち、「信用リスク」、「市場リスク」、「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。
- (3) さらに、質的な評価も加えた各リスクの管理状況・必要な改善対応策等について、定期的に企画委員会および業務委員会で確認しております。
- (4) また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証をしています。

■ 2025 年度リスク管理体制図



各リスクへの取組み

1. 信用リスク

与信先(貸出先等)やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク(貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク)が、いわゆる「信用リスク」です。

- (1) 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。
 - ・個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
 - ・金庫全体の信用リスク管理として、定期的に自己査定を行うとともに、リスク属性毎にリスク量を計測し限度額を管理するほか、同一与信先・業種等への与信集中の状況、延滞等問題債権の状況を把握し、リスクコントロールに努めています。
- (2) 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産について も、規程等に定める保有基準、保有限度額に基づき、信用格 付機関が発表する格付等を参考に取得・保有管理するなど、 信用リスクの回避に努めています。また、定期的な自己査定 を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・ 負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場 リスク」です。

当金庫では、収益の安定性および財務の健全性を確保する観点から以下によりリスクをコントロールしています。

- (1) VaR (バリュー・アット・リスク) により、デリバティブ取引を含め資産・負債全体で一定の確率のもと発生し得る時価ベースでの最大損失見込額を定期的(毎月末時点)に計測し限度額を管理することで、リスク量を一定の範囲内にコントロールしています。
- (2) また、金利等のリスク要素毎に、一定幅相場が変動した場合にどの程度資産・負債の時価が変動するかといったリスク感応度分析やストレステストを実施したり、リスク要素間の変動の相関性も把握することで適切な政策対応に結びつけられるよう努めています。
- (3) さらに、金利リスクに関しては期間損益シミュレーションを実施することで、金利変動による収益への影響を把握しています。
- (4) 上記の計測・評価結果につきましては、定期的に担当役員に報告するとともに、リスク状況を踏まえ、預金・融資の推進、資金運用、デリバティブ取引を活用したリスクヘッ

ジ等の政策対応について、企画委員会で協議のうえ常務会 等の機関会議で必要な決定のもと実施することで、的確な 収益・リスク管理に努めています。

(5) なお、有価証券については日々評価損益、リスクの把握に努め、市場急変時への対応態勢を整えています。

以上の市場リスクの管理は、後述の流動性リスクの管理も含めて、ALM (Asset Liability Management:資産負債総合管理)の中で行っています。

3. 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、必要な資金 調達ができなかったり、通常よりも著しく高い金利での資金調 達を余儀なくされることで損失を被る「資金繰りリスク」と、 市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な 価格での取引を余儀なくされることで損失を被る「市場流動性 リスク」が、「流動性リスク」です。

当金庫では、運用・調達両面での資金動向を一元的に把握・ 分析・推計したうえで、収益性も踏まえた資金繰り計画を策定 し、適正な流動性を確保した資金繰りを通じて流動性リスクを コントロールしています。

4. オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

当金庫では、オペレーショナル・リスクを以下のとおり区分 し、管理しています。

■事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、業務事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法など業務規程に基づく処理の厳正化について周知徹底を図っているほか、管理部署が各部店の事務管理態勢をチェックする態勢を整えるとともに、各部店が定期的に実施する自店検査、監査部による内部監査、事務過誤・苦情トラブルの状況等を基にリスク状況の分析・モニタリングを行い、改善対応にあたっています。

また、研修等により職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能やRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)を活用するなどして、事務の誤処理の発生防止に努めています。

■システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムが停止したり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

(1) 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、電算棟は最大加速度 1470 ガルでも倒壊しないレベルの設計になっているほか、オンライン機器を収容するフロアでは、フロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が地

9

内

震による揺れを吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線で受電しているため、一方の回線が断線した際も他方から受電を継続できる仕組みとしており、それに加えて停電への備えとしてUPS (無停電電源装置)及び自家発電装置を保有しています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合で あっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構 築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うための CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

(2) 当金庫においては、情報資産の管理ならびに各種システムリスクを回避するために、「システムリスク管理細則」を制定し、重要度に応じてデータのバックアップを講じています。

また、システムアクセス時のID およびパスワード設定など適正な管理を行い、安全性と信頼性の確保に努めています。

さらに、規程・マニュアルの整備を図るとともに、必要に応じて 見直しを行い、トラブル時の対処方法等を周知徹底しています。

■法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被る リスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

■人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)、および 差別的行為(各種ハラスメント)により損失を被るリスクが「人的リスク」 です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および人事等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、全職員が人権を尊重した行動がとれるよう全職場で研修等の取組みを行うとともに、各種ハラスメントを防止する取組みとして相談窓口の常設や職場状況の定期的なチェックを行っています。

■有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、 各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

風評リスク

当金庫に対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

■マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク

国際社会で脅威が増している、マネー・ローンダリング及びテロ資金 供与(以下「マネロン・テロ資金供与」という)に金融サービスが悪用 され、犯罪行為やテロ行為を助長することにつながるなどのリスクが 「マネロン・テロ資金供与リスク」です。

当金庫では、マネロン・テロ資金供与リスク管理に関連する事項について管理規程類を整備し、整備した規程に基づき実践する事項を周知徹底し、実施状況を検証・監視する体制を構築しています。また、研修・教育等を計画的に実施しています。

リスクの種類	 リス <i>ク</i> 定義	管理部署
リハノの住規	ラヘノ足我	日生即名
事 務 リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるい は事故・不正等を起こすことにより 損失を被るリスク	業務統括部
システム リ ス ク	コンピュータ・システムの停止また は誤作動等、システムの不備等に伴 い損失を被るリスク	業務統括部
法 務 リスク	お客様に対する過失による義務違 反、その他法令等を逸脱した行為に 伴い損失を被るリスク	リスク統括部
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正 (報酬・ 手当・解雇等の問題)・差別的行為 (各種ハラスメント) により損失を 被るリスク	総務人事部
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産が毀 損することにより損失を被るリスク	総務人事部
風評リスク	当金庫に対する評判の悪化や風説の 流布等から信用が低下することによ り損失を被るリスク	リスク統括部
マネロン・ テ ロ 資金供与 リ ス ク	国際社会で脅威が増しているマネロン・テロ資金供与に金融サービスが 悪用され、犯罪行為やテロ行為を助 長することにつながるなどのリスク	リスク統括部

危機管理体制

当金庫では、自然災害やコンピュータ・システム障害等の危機発生時に対する基本的な方針として、「コンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)」を制定し、迅速に対応できる体制を構築しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期に復旧を図り、最低限の業務を継続できるように「緊急時営業店業務継続マニュアル」にもとづき、不測の事態に備えるとともに、コンピュータ・システム障害の発生を想定した訓練を定期的に実施するなど、危機意識の向上に努めています。

内部統制システムの整備に関する基本方針(2025年6月30日現在)

1. 当金庫の理事の職務の執行が法令および 定款に適合することを確保するための体制

- (1) 金庫は、「ろうきんの理念」のもと、「経営方針」において「コンプライアンス 経営の継続実践」を基本方針の一つに掲げており、コンプライアンスの徹底 とコンプライアンス体制の一層の強化を図ることとしている。
- (2) また、この経営方針に則り、コンプライアンスを経営上の重要課題の一つと 位置づけ、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取組むことを基本 方針とする「コンプライアンス基本規程」を定めるとともに、当金庫役職員 が遵守すべき事項を「東北労働金庫倫理綱領」として定め、これを全役職員 に周知し遵守することとしている。
- (3) 理事会については「理事会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。
- (4) 理事の職務執行については、監事会の定める「監事監査規程」に基づき監査 対象になっている。

2. 当金庫の理事の職務執行に係る情報の保存 および管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報(総会・理事会・常務会・各種委員会議事録、 稟議書など)については、「理事会規程」「常務会規程」「理事会専門委員会 規程」や「文書取扱管理規程」等に基づき作成する。
- (2) 記録文書は、「保存文書取扱規程」に基づき、文書種類ごとに定められた期間、 適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 監事は、理事の職務の執行状況も監査している。

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 金庫は、財務の健全性を確保する観点から①市場リスク、②信用リスク、③流動性リスクを、また、業務の適切性の観点から、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④オペレーショナルリスク他を認識し、その把握と管理、個々のリスクについて管理する体制を整備する。
- (2) リスク管理体制の基礎になる「リスク管理規程」を定め、個々のリスクについての管理部署および管理責任者を決定し、リスク管理方針の策定・リスクの統括管理等を行う企画委員会をはじめ、コンプライアンス委員会、業務委員会を設置し、リスク管理規程の運用状況を確認・検証する。
- (3) 不測の事態が発生した場合に備え、「コンティンジェンシープラン」(緊急時対 応計画)では、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための対応方針等 を定めている。また、同規程に基づいた危機対策本部を設置し、迅速な対応 により損失の拡大を最小限にとどめる体制を整えている。
- (4) 反社会的勢力による被害を防止するため、一元的な管理態勢を構築し、万一 反社会的勢力による不当な要求を受けた場合に備え、適切な対応を行うため の規程等を整備し、これを全役職員に周知する。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、理事会を原則として月1回定期に開催するほか、必要に応じ随時開催するものとし、経営方針や経営戦略など重要事項については、事前に理事長、副理事長、専務理事および常務理事からなる常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、「代表理事職務権限規程」、「常務会規程」、「業務組織図」および「職務権限規程」において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定める。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に 適合することを確保するための体制

- (1) 「ろうきんの理念」のもと、コンプライアンス体制の基礎として、「経営方針」、「コンプライアンス基本規程」および「東北労働金庫倫理綱領」を定めるとともに、コンプライアンス体制について、ディスクロージャー誌等により開示する。
- (2) 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・向上を図る。
- 3) 内部監査部門として、執行部門から独立した監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門として、リスク統括部を設置する。
- (4) 理事は、金庫における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するものとし、遅滞無く常務会および理事会に報告するものとする。
- (5) 当金庫は、コンプライアンスを実現させるために、教育・研修計画等を含む コンプライアンス・プログラムを策定し、組織全体に周知のうえ実践している。
- (6) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報できる内部報告システムとして、リスク統括部、常勤監事を情報受領者とするホットライン制度を整備する。
- (7) 監事は、金庫のコンプライアンス体制および内部報告システムの運用を監視・検証し、問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 当金庫およびその子会社が一体として 業務の適正を確保するための体制

- (1) 理事会は、金庫および子会社における業務の適正を確保するための体制を構築するものとする。
- (2) 経営管理については、「子会社管理規程」に基づき子会社経営の管理を行い、 必要に応じてモニタリングを行うものとする。また、金庫と子会社間で定期 協議会を設置し、金庫としての経営方針の伝達や経営状況の把握を行うもの とする。
- (3) 理事は、子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な 事項を発見した場合には、監事に報告するものとする。
- 4) 当金庫は、子会社の管理および指導に関する事項を所管する部門を定め、 当該部門が子会社の業務を所管する他の部門と連携し、経営および業務運営の状況等について、把握・分析および指導・支援を実施している。
- (5) 監査部は、「内部監査規程」及び「関連会社内部監査実施要領」に基づき子会 社監査を実施している。
- (6) リスク統括部は、子会社よりコンプライアンスの遂行状況等について、必要に応じて都度、報告を受けるものとする。
- (7) 監事は、当金庫およびその子会社において適切な内部管理体制が整備されているかに留意し、子会社の経営管理態勢および内部管理態勢の状況等について、必要に応じて調査等を行うほか、取締役の職務執行状況を監査している。

7. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを 求めた場合における当該職員に関する事項

(1) 金庫は、監事会が制定した「監事監査規程」に基づき、金庫職員から監事会 事務局に専任の監事補助者を任命する。

8. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事補助者は、監事の指揮命令に基づき執行を行うこととし、監事以外の者からの指揮命令を受けないものとする。
- (2) 監事補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監事の同意を得ることとする。

9. 当金庫の監事の第7号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監事は、監事補助者の業務執行者からの独立性の確保に努めるものとし、必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には金庫の代表理事に対して必要な要請を行う。

10. 当金庫の監事への報告に関する体制

- (1) 当金庫の理事および職員が当金庫の監事に報告をするための体制
 - イ 監事全員が理事会に出席するとともに、常勤監事は常務会、企画委員会、 コンプライアンス委員会等重要な会議に出席し報告を受け、意見を述べ ることができる。
 - 重要な稟議書、事務過誤報告、苦情報告等は常勤監事に回付することとし、常勤監事はこれらに意見を付すことができる。
 - ハ また、前記にかかわらず、監事監査規程に基づき、監事はいつでも必要 に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。
 - 二 当金庫は、役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接 通報することのできる内部通報制度として、弁護士等を情報受領者に加 えたコンプライアンス・ホットライン制度を整備している。
- (2) 当金庫の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および職員 またはこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告をするための体制
 - イ 当金庫の子会社の管理および指導に関する事項を所管する部門は、子 会社が当金庫に提出する報告書等を常勤監事に回付している。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として 不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当金庫は、「内部通報 (コンプライアンス・ホットライン) に関する規程」を定め、また子会社との間で報告、通報等を行ったこと (報告、通報等に協力したことを含む。) を理由とするいかなる不利益取扱いも行うことを禁止している。
- 12. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の 当該職務の執行について生ずる費用ならびに債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監事は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を計上する。 また、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当金庫に償還を請求することができるものとする。

13. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した 内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明 を受け、意見交換を行うものとする。
- (2) また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

以上